

事例から学ぶ 税務の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～

<第101回> 特別編

令和7年度税制改正大綱を読んで (下)

大阪勉強会グループ 著

(濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾)



〔前回 (第100回) はNo3833 (令和7年1月6日号) に掲載いたしました。〕

前回

ル・ミ
ご覧い

sample

sample

sample

2 法人税 (つづき)

○非営利型法人の要件の見直し (分冊102頁)

4 その他

(同前)

団法人等に帰属する旨の定めがあること」と、
2項 (共益型) 5号における「その定款に解散
したときはその残余財産が特定の個人又は団体
(公益社団法人等を除く。)に帰属する旨の定め
がないこと」について、残余財産帰属先の追加

sample

sample

sample

不特定かつ多数の者の
公益法人と同様の役割

が特定の個人又は団体 (公益社団法人等を
除く。)に帰属する旨の定めがないこと」
との要件につい
として認めら
制度改革によ
制度における
る。

sample

sample

sample

れと同趣旨の改正たと理解できます。

濱田) 非営利型法人については、法人税法施
行令3条に定義があり、1項で非営利徹底型法

村木) そうですね。ただ、この新制度は、令
和8年4月からの施行が予定されています。実
ですね。

sample

sample

sample

法人税

所得税

源泉税

消費税

国際課税

相続贈与

通則法

地方税

裁判裁決

その他